

第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン

令和 7 年 5 月

(令和 8 年 5 月改定)

京都府防災会議

第一 総 則

1 策定趣旨

令和7年5月に改定を行った新たな京都府戦略的地震防災対策指針（以下「指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、指針で体系化した「対策の柱」及び「施策項目」ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

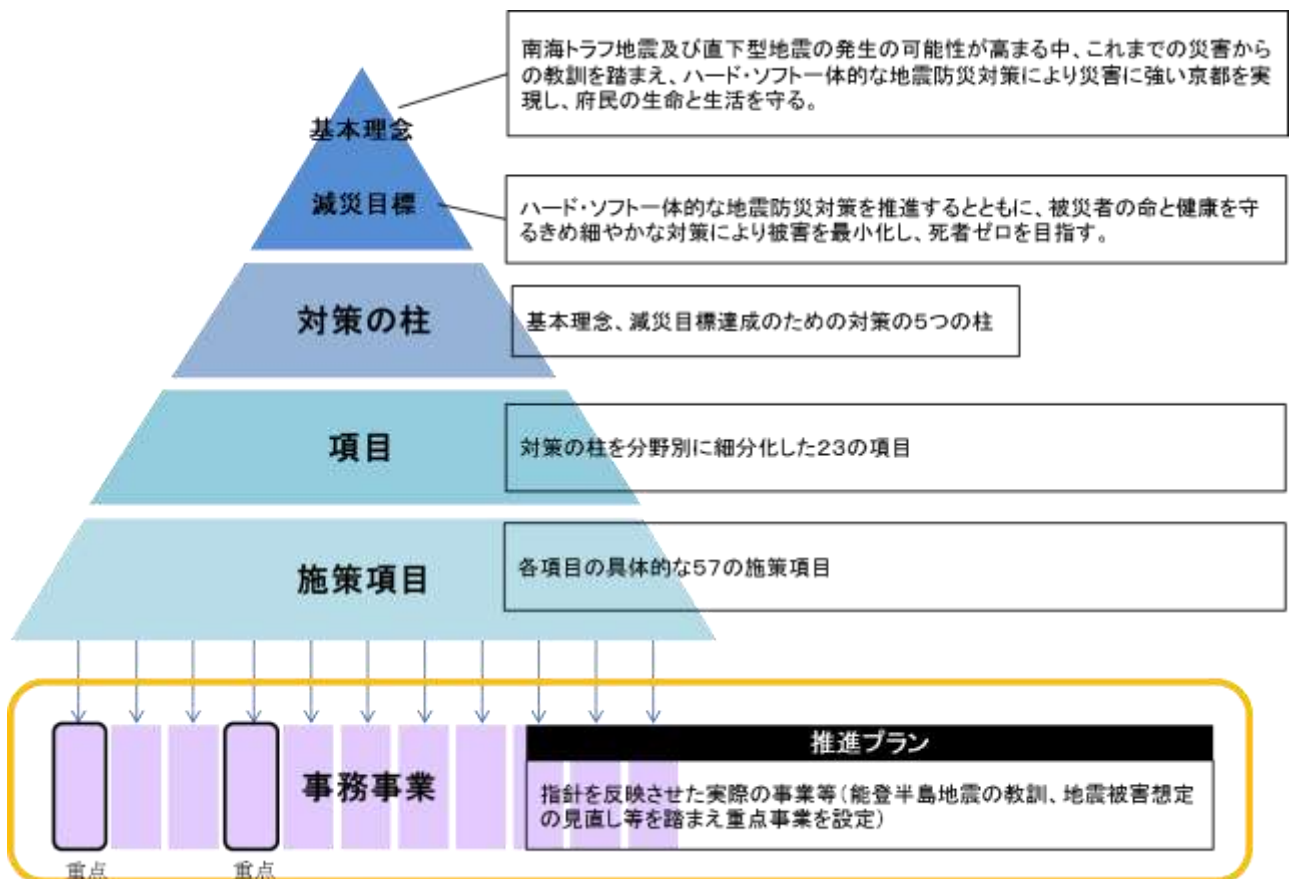
2 計画期間

推進プランの計画期間は、指針の計画期間である令和7年度～令和16年度の前半の令和7年度～令和11年度（5年間）とする。

3 指針と推進プランの関係

推進プランは、指針で掲げた基本理念、減災目標を達成するための「対策の柱」における具体的な事業に数値目標や達成時期、実施主体等を盛り込んだ指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



4 推進プランの実施主体

指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、『第三「各対策の柱に定める具体的事業」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。

5 戦略性の確保（重点事業）

指針で体系化した「対策の柱」の推進にあたり、重点的に取り組む事業を定めることにより、戦略的に事業を推進する。

重点的に取り組む事業については、府内の主要な活断層の地震の被害想定の見直しや令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた以下の観点から設定する。

- (1) 道路の寸断による孤立集落発生への対応
- (2) 大規模な断水への対応
- (3) 自助・共助の意識の醸成
- (4) 住まいの耐震化等
- (5) 避難所の環境の確保
- (6) 応急仮設住宅の確保
- (7) 府の災害対応体制の確保
- (8) 広域避難対策等
- (9) 津波避難対策
- (10) 避難所の運営体制の確保
- (11) 物資支援
- (12) インフラの被害・復旧対応
- (13) 医療・福祉関係施設の耐震化、業務継続性の確保
- (14) 復興計画の策定手順の検討
- (15) 外国人を含む府外被災者への対応

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震の被害想定や特性等に応じた地震防災対策を推進する。

(1) 地震のリスクと被害想定

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

① 南海トラフ地震

発生確率が高いとされる南海トラフ地震については、山城地域、京都市及び南丹地域を中心として、死者約1,600人、全壊・焼失建物約64,000棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

② 直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、南海トラフ地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層帯」地震では、死者4,660人、全壊建物110,710棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

また、府内市町村に最大の被害をもたらす主要な活断層である「生駒断層帯」、「有馬－高槻断層帯」、「奈良盆地東縁断層帯」、「木津川断層帯」、「殿田－神吉－越畑断層」、「埴生断層」、「上林川断層」、「三峠断層」、「郷村断層帯」、「山田断層帯」による直下型地震については、令和6年度に被害想定の見直しを行い、平成20年度の被害想定に比べ、耐震化の進展等に伴い、被害想定は減少したものの、いまだ著しい被害が発生することが想定されている。

【地震のリスク】

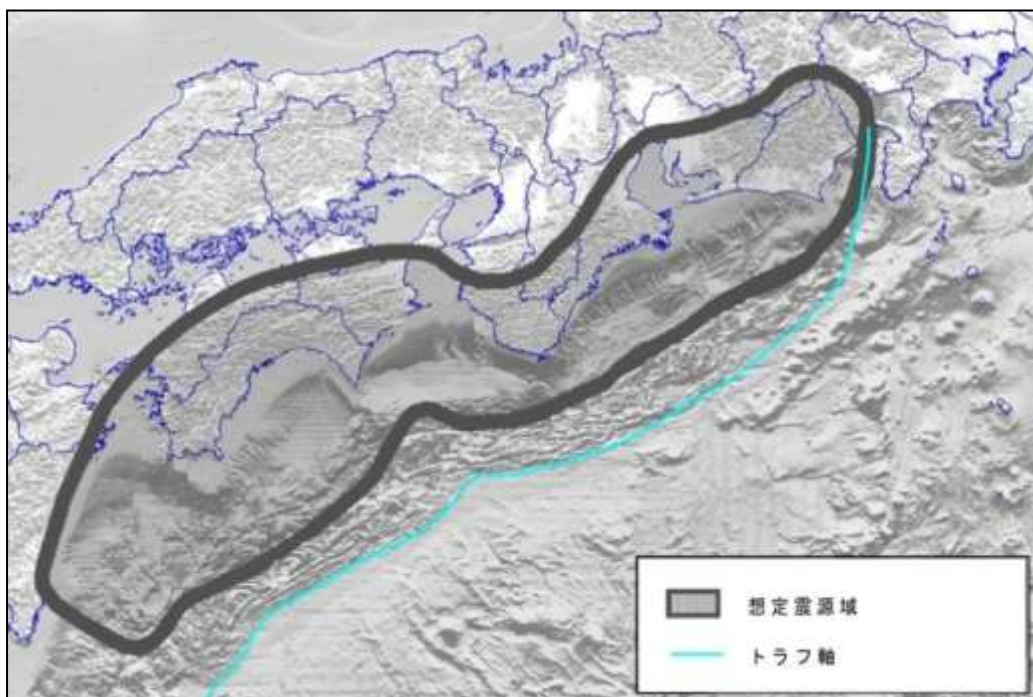
地 震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
南海トラフ地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度6強。全域にわたり震度5弱から6弱の揺れによる大きな被害が想定 ○今後30年以内の発生確率は60～90%程度以上(すべり量依存BPTモデル)又は20%～50%(BPTモデル)				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。			液状化等により建物被害が想定されるが、相対的に被害は軽微である。自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。	
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度6強～7の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、大阪府北部地震や北海道胆振東部地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層(30年以内発生確率)	花折(ほぼ0~0.6%)、檜原-水尾(ほぼ0~0.8%)、殿田-神吉-越畑(ほぼ0~0.8%)、有馬-高槻(ほぼ0~0.04%)、埴生(不明)、琵琶湖西岸(北部1~3%、南部ほぼ0%)			山田(不明)、郷村(ほぼ0%)、若狭湾内(不明)、養父断層(不明)	
	桃山-鹿ヶ谷(ほぼ0~0.6%)、黄檗(不明)、奈良盆地東縁(ほぼ0~5%)、上町(2~3%)、生駒(ほぼ0%~0.2%)、宇治川(不明)、木津川(ほぼ0%)、和束谷(不明)		三峠(0.4~0.6%)、上林川(不明)		
			亀岡(ほぼ0~0.8%)		
			光明寺-金ヶ原断層(ほぼ0~0.8%)		

※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、後掲する。

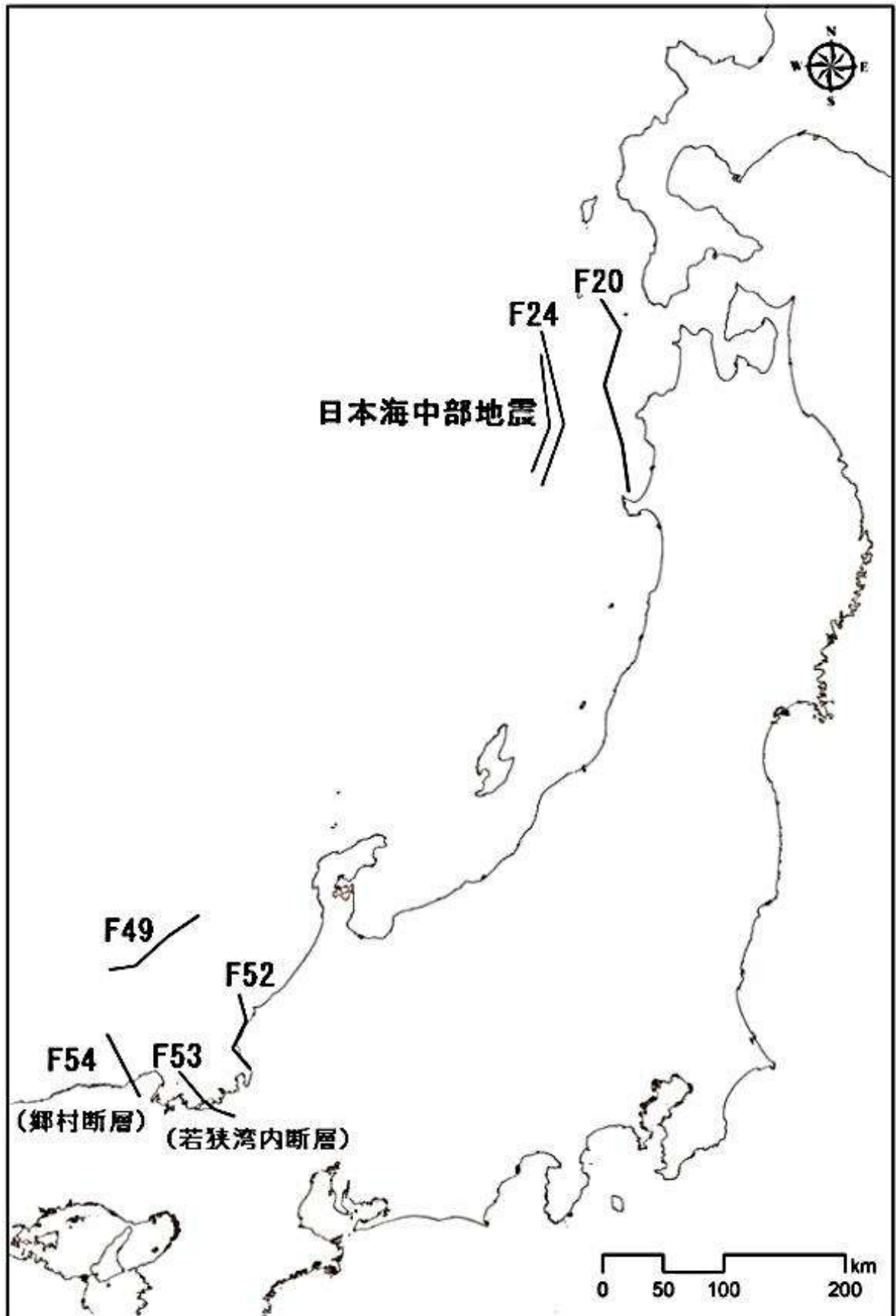
【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】



【想定される南海トラフ地震の震源域の位置】



【京都府に津波の影響が大きい断層の位置】



【地震被害想定】

断層名 ()内は公表年を記載	最大 予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公 表値 (R7.1.1基準)	人的被害					建物被害			
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
				重傷者数 (人)							
花折断層帯	花折断層帯(R6)	7	ほぼ0~0.6%	4,660	60,830	9,870	27,400	239,820	110,710	147,050	23,500
	桃山-鹿ヶ谷断層帯(H20)	6強	ほぼ0~0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層帯(H20)	6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯(R7)	7	ほぼ0~5%	520	6,260	930	3,200	40,120	19,820	42,510	1,890	
西山断層帯	亀岡断層帯(H20)	7	ほぼ0~0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	檜原-水尾断層帯(H20)	7	ほぼ0~0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層帯(R7)	7	ほぼ0~0.8%	1,000	18,410	2,110	6,100	67,420	32,310	100,720	5,030
	光明寺-金ヶ原断層帯(H20)	7	ほぼ0~0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層帯(R7)	7	0.4~0.6%	430	2,700	630	2,960	28,710	22,010	26,820	730	
上林川断層帯(R7)	7	—	430	2,990	630	2,850	27,740	23,120	29,860	540	
若狭湾内断層帯(H20)	5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯(R7)	7	—	540	3,000	840	3,590	34,200	36,930	31,770	1,120	
郷村断層帯(R7)	7	ほぼ0%	1,010	4,870	1,510	6,100	57,320	62,860	41,200	2,010	
上町断層帯(H20)	6弱	2~3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯(R7)	7	ほぼ0~0.2%	990	10,030	1,600	6,200	75,200	28,660	65,830	3,610	
琵琶湖西岸断層帯(H20)	6強	北部:1~3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層帯(R7)	7	ほぼ0~0.04%	1,320	16,000	2,230	10,000	124,700	39,730	119,580	5,220
	宇治川断層帯(H20)	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯(R7)	7	ほぼ0%	420	5,710	730	2,400	32,540	16,250	42,020	1,390	
埴生断層帯(R7)	7	—	330	5,800	540	2,600	36,100	13,810	55,120	650	
養父断層帯(H20)	7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和束谷断層帯(H20)	6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震(H20)	6弱	—	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

断層名	最大 予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公 表値 (R7.1.1基準)	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
南海トラフ地震(R7内閣府公表)	6強	80%程度	約1,600	約16,000	—	約3,600	約289,000	約15,000	約77,000	約49,000

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定(H29)

断層名	最大 予測震度		人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				重傷者数 (人)						
日本海中部地震	1	地震	0	50	20	—	—	0	160	—
		津波	—	—	—	—	170	—	—	—
F20	3	地震	0	150	60	—	—	0	360	—
		津波	—	—	—	—	380	—	—	—
F24	3	地震	30	170	60	—	—	10	510	—
		津波	—	—	—	—	490	—	—	—
F49	5強	地震	200	190	60	0	—	220	960	—
		津波	—	10	—	—	1,120	20	80	—
F52	6弱	地震	60	430	80	0	—	430	2,750	0
		津波	—	240	10	—	3,820	410	1,890	0
F53(若狭湾内断層)	7	地震	1,180	8,270	1,440	1,520	—	15,390	31,490	10,570
		津波	880	7,940	1,320	1,520	58,820	15,320	30,610	10,570
F54(郷村断層)	7	地震	5,410	18,020	6,490	6,910	—	65,410	36,270	18,530
		津波	—	17,970	6,480	6,910	115,320	65,400	36,120	18,530

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的特性や地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【各地域の社会的特性等（令和7年3月時点）】

区分		山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
全般的特性		都市部	都市部	都市・農村部併存	農村部	農村部
地理特性	面積	553.81 k㎡	827.83 k㎡	1,144.29 k㎡	1,241.77 k㎡	844.50 k㎡
	概要	京都盆地と河川周辺で平地が広がり、その他は丘陵及び山地からなる。	亀岡盆地と河川周辺の平地と山地からなる。	福知山盆地と河川と海岸の河口付近で平地が広がり、その他は山地からなる。		
社会特性	人口(人口数)	694,191人 (1,254人)	1,437,092人 (1,736人)	126,171人 (110人)	179,915人 (145人)	82,585人 (98人)
	高齢化率	26.8%	28.2%	33.1%	32.44%	39.2%
	事業所数	21,997所	70,491所	5,320所	8,921所	6,363所
地震対策等の推進状況	耐震率	住宅	88%			
		公共	97.4%	97.1%	85.1%	92.0%
	自主防	75.8%	100.0%	81.6%	80.4%	82.8%
	常備消防	74.8% 936(0.13)人	93.7% 1,616(0.11)人	69.0% 187(0.15)人	66.9% 323(0.18)人	81.2% 190(0.23)人
	消防団	85.7% 3,492(0.50)人	82.9% 4,119(0.28)人	84.0% 2,772(2.18)人	81.0% 3,112(1.72)人	86.2% 2,179(2.61)人
	土砂災害	1,670箇所	2,544箇所	3,891箇所	6,243箇所	2,994箇所
	孤立集落	47箇所	22箇所	77箇所	211箇所	158箇所
概要		○今後、急速な高齢化が予想される。 ○自主防災組織の組織率が低い。	○文化財が集中している。 ○観光客が多い。 ○企業や大学等が多く存在している。 ○自主防災組織の組織率は100%である。	○公共施設の耐震化率が低い。 ○南部地域では、市街地が密集して広がっている。 ○北部地域では、中山間地、山間部が多く、過疎・高齢化が進展している。 ○自主防災組織の組織率が高い。 ○中山間地、山間部では土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。 ○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。	○自主防災組織の組織率が低い。 ○過疎・高齢化の傾向が顕著で、今後の進展により共助機能の維持が困難となることも想定される。 ○中山間地、山間部が多く、土砂災害危険箇所が多いため、孤立する可能性がある集落が多い。 ○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。 ○日本海に面した地域では津波による被害が想定される。	○公共施設の耐震化率が低い。

注) 自主防：自主防災組織の組織率

常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率

()内は、人口100人当たりの消防職員数

消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、()内は、人口100人当たりの消防団員数

土砂災害：土砂災害警戒区域指定箇所数

孤立集落：孤立の可能性がある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

(3) 地震被害想定や社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域及び5つの地域ごとに地震被害想定や社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、海溝型地震である南海トラフ地震の被害も想定されるため、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

○南海トラフ地震

山城地域、京都市及び南丹地域は、南海トラフ地震により大きな被害が想定されているため、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、中丹・丹後地域は、南海トラフ地震により、沿岸や川沿いなどの地域で液状化による被害が想定されるが、他の地域と比べ相対的に被害は軽微であり、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

○直下型地震

京都府内には、最大の被害が想定される「花折断層帯」のほか、府内市町村に最大の被害をもたらす主要な活断層として「生駒断層帯」、「有馬一高槻断層帯」、「奈良盆地東縁断層帯」、「木津川断層帯」、「殿田一神吉一越畑断層」、「埴生断層」、「上林川断層」、「三峠断層」、「郷村断層帯」、「山田断層帯」の10の活断層が存在しており、京都府全体で地震防災対策に取り組む必要があるほか、令和6年能登半島地震では多数の孤立集落の発生や避難生活の長期化など、地域特性による新たな課題が顕在化し、地域ごとの特性を踏まえた地震防災対策をさらに推進していく必要がある。

②全地域において重点的に推進すべき対策

- ・ 公共施設、住宅、民間施設の耐震化をさらに促進する。
- ・ ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・ 液状化の発生が見込まれる地域では、上下水道の復旧が長引く恐れがあり、上下水道の耐震化や復旧対策を推進する。
- ・ 家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・ 避難生活の長期化に対応した避難所の環境改善を推進する。
- ・ 在宅避難者や車中避難者を含む多数の避難者に対応した備蓄体制を確保する。
- ・ 高齢化が進展していることから、要配慮者対策をさらに推進する。
- ・ 要救助者、負傷者の救出・救助能力を向上する。

③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

【京都市域】

- ・人口集中地域であり、電気機器・配線からの出火による焼失被害が他の地域に比べて大きいほか、建物倒壊による人的被害が大きいため、耐震対策に加え、密集市街地対策や感震ブレーカーの設置促進など火災防止対策を推進する。
- ・文化財が多数存在することから、文化財の保護対策を推進する。
- ・外国人を含む観光客の保護・避難誘導・多言語による情報提供等の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。

【山城地域】

- ・建物が密集する市街地では、電気機器・配線からの出火や延焼の拡大等による焼失被害が他の地域と比べ大きいことから、耐震対策に加え、感震ブレーカーの設置促進など火災防止対策を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることを見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・液状化危険度が高い地域を含むことから、発災直後の水道の断水による被害が大きく復旧に時間を要することから、上下水道の耐震化や復旧対策を推進する。

【南丹地域】

- ・市街地が広がる地域においては、建物倒壊等による人的被害が大きくなることを見込まれることから耐震対策や火災防止対策を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることを見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・中山間地が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

【中丹地域】

- ・市街地が広がる地域においては、建物被害が大きくなることを見込まれており、住宅の耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることを見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・中山間地のほか、海に面した地域を有し、アクセス道路が限られることから、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、海路・空路によるアクセス手段の確保など孤立集落対策を推進する。
- ・沿岸地域を有することから、津波対策を推進する。

【丹後地域】

- ・建物の全壊による被害がほかの地域と比べて大きくなることを見込まれており、住宅の耐震化率が低いため、耐震対策を推進する。
- ・今後、過疎・高齢化の進展により共助機能の維持が困難となることを見込まれることから、地域コミュニティの強化をはじめ、地域防災力の向上を推進する。
- ・半島地域であり、土砂災害等によって沿岸部の道路や内陸部の中山間地への道路が寸断されるなどにより、多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、海路・空路によるアクセス手段の確保など孤立集落対策を推進する。
- ・沿岸地域を有することから、津波対策を推進する。

7 指針及び推進プランの実施について

(1) 目 標

推進プランに盛り込む事業については、指針に掲げた減災目標や対策の柱が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事業については、達成しようとする目標の内容をできる限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、事業の内容を見直し、改訂する。

(2) 事業の推進

① 多様な主体との連携

京都府は、指針及び事業内容に基づき、各部局が担当する事業について目標達成に向けて取り組むほか、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、ボランティア、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

② 広域連携

発生確率が高まっている南海トラフ地震のような超広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、関西広域連合との連携を図ることなどにより、広域連携体制を強化する。

(3) 指針及び推進プランの進捗管理

府防災会議に設置し、外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に、指針及び推進プランの進捗管理を行う。

① 部局の予算要求にあたっての評価

災害対策課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取り組みの観点から、必要に応じて関係部局に意見を述べる。

② 指針及び推進プランの進捗状況の調査

災害対策課は、指針及び推進プランに掲げた事業の進捗状況等について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、対策の5つの柱について評価シートを作成し、部会に報告する。

③ 指針及び推進プランの進捗状況の評価

事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の事業の状況を見ながら、指針及び推進プラン全体として減災目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。指針及び推進プランの進捗状況と評価結果は毎年度、京都府防災会議に報告・公表する。

④透明性の確保

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する。事業の進捗状況は部会等を通じて公表し、透明性を確保する。

⑤指針及び推進プランの見直し

部会による評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

第 二 京都府戦略的地震防災対策推進プランで重点的に取り組む事業

戦略性の確保において掲げた観点から、各対策の柱において、重点的に取り組む事業を設定し、それらの事業について重点的に進捗管理を行うことにより、指針に掲げる基本理念及び減災目標の達成を図る。各観点において対応する事業内容は以下のとおり。

<◎：新規事業、○：拡充事業、●：継続事業>

①道路の寸断による孤立集落発生への対応

- ◎孤立可能性の高い地域における空路・海路による救助能力の向上を図る。
- ◎小型化された消防車両、救助資機材等整備を進める。
- ◎孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。
- ◎ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。
- ◎消防団施設の耐震対策を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。
- 府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。
- 府管理の緊急輸送道路における法面对策工事を進める。
- 耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する
- 孤立集落となるおそれのある集落までのう回路がない道路に架かる道路橋の耐震化を進める。
- 市町村管理の道路の改良整備（拡幅等）を進める。

②大規模な断水への対応

- ◎新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。
- ◎地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。
- ◎上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。
(市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)

③自助・共助の意識の醸成

- ◎府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。
- 地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。(緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発)
- 市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する。
- 学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。

④住まいの耐震化等

- 木造住宅等の耐震化を進める。(耐震改修補助事業の実施)
- 住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等による耐震改修等の啓発を実施する。
- 各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。
- 感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。
- 密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

⑤避難所の環境の確保

- 避難所の耐震化を進める
- ◎新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。(水循環型シャワー、手洗いスタンド等の活用)
- ◎避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。(パーティション、段ボールベッド等)
- ◎避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。(洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等)

⑥応急仮設住宅の確保

- ◎国等と連携したムービングハウス等多様な仮設住宅の活用を進める。
- ◎住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。
- 地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。
- 災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める。

⑦府の災害対応体制の確保

- ◎危機管理センター及び支部機能の代替機能を確保する。
- ◎非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。
- ◎南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。
- ◎危機管理センターの映像情報システムと接続するライブカメラを順次増設する。
- ◎ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。
- ◎国の新たな総合防災システム(SOBO-WEB)との連携を行う。
- ◎ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。
- ◎オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。
- ◎被害想定に応じた府内市町村間の応援体制を構築する。
- ◎他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。
- ◎緊急消防援助隊の受援体制を強化する。
- ◎府内での災害時における消防の応援隊による応援・受援体制を強化する。
- 「きょうと危機管理WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。
- 広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。

⑧広域避難対策等

- ◎避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。
- ◎要配慮者の広域搬送手段の確保及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。

⑨津波避難対策

- ◎津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。

⑩避難所の運営体制の確保

- ◎地域住民による自主的な避難所運営を支援する。
- ◎多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。
- ◎災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。
- ◎在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。
- ◎保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者等を含む）の健康管理等を実施する。
- ◎避難所における保健・福祉支援を充実する。（京都 DWAT の養成、他府県からの応援・受援体制の強化等）
- ◎災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。
- ◎災害時に NPO、災害ボランティア、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。

⑪物資支援

- ◎孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。【再掲】
- ◎民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。
- ◎ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。【再掲】
- ◎地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。
- 新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。
- 備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携により新たな保管場所を確保する。

⑫インフラの被害・復旧対応

- ◎京都府域道路啓開計画に係る訓練等を実施し、その実行性を確保する。
- ◎防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。
- ◎インフラ・ライフラインの復旧に係る訓練や関係機関との連携強化を図る。（情報提供や訓練等）

⑬医療・福祉関係施設の耐震化、業務継続性の確保

- ◎社会福祉施設等の BCP 策定を支援する。（職員の応援・受援体制の確保等）
- 医療機関の耐震診断、耐震化を進める。
- 社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。
- 災害拠点病院の機能確保や SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。
- 災害拠点病院以外の病院における BCP の策定を促進する。

⑭復興計画の策定手順の検討

- 大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。
- ◎市町村における災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。

⑮外国人を含む府民以外の被災者への対応

- ◎外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。
- 観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める。
- ◎文化財レスキューにあたる人材を育成する。
- 関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。

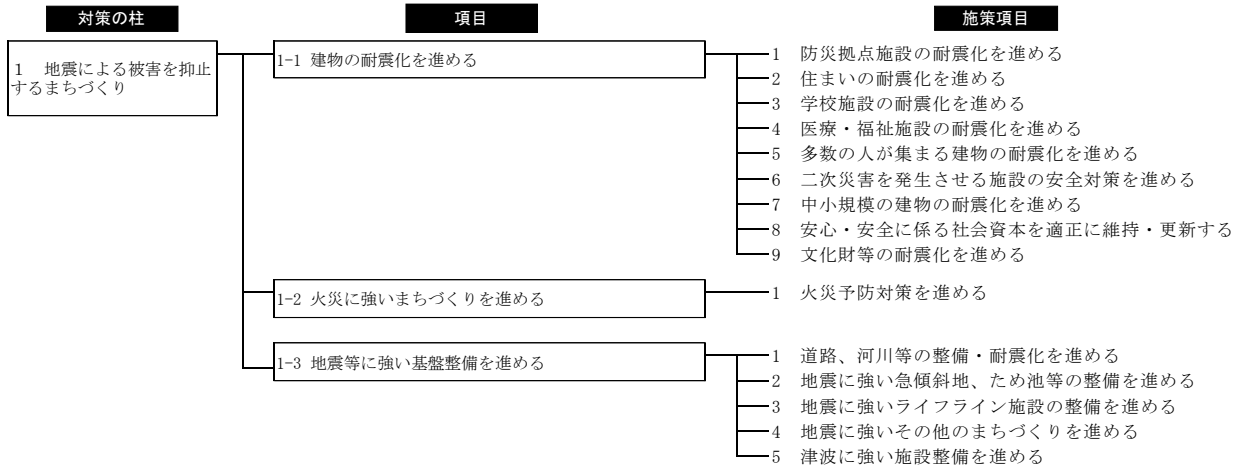
第三 各対策の柱に定める具体的事業

下記において、指針で体系化した対策を推進するための具体的事業を記載し、担当部局等（実施主体）を明記する。

また、各事業内容に<>で記載した内容は、推進プランの計画期間内における各事業内容の数値目標（進捗率等）を示す。

1 地震による被害を抑止するまちづくり

体系図



事業内容

< 1-1 建物の耐震化を進める >

1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
1	○府及び市町村において防災拠点施設の耐震状況を公表する。	総務部、市町村	
2	○府の防災拠点施設（庁舎、警察署、避難所等）の耐震化を進める。 <耐震化率 100% >	危機管理部、総務部、 施設所管部局	
3	○市町村防災拠点施設の耐震化を進める。 <耐震化率 100% >	危機管理部、市町村、 消防	
4	○警察本部、警察署の耐震化を進める。 <耐震化率 100% >	警察	
5	○消防団施設の耐震対策を進める。	危機管理部、市町村	①
6	○京都府及び市町村において、次期建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。 <令和 11 年度に計画の中間見直しを実施 >	建設交通部、市町村	

1-1-2 住まいの耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
7	○木造住宅等の耐震診断を進める。	建設交通部、市町村	
8	○木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める。	建設交通部、市町村	
9	○木造住宅等の耐震化を進める。（耐震改修補助事業の実施） <耐震性が不十分なものを概ね解消（～R17） >	危機管理部、建設交通 部、市町村	④

10	○住宅関連業界団体と連携し、補助制度の周知や出前講座等による耐震改修等の啓発を実施する。 ＜啓発活動を計 50 回実施＞	建設交通部	④
11	○市町村営住宅の耐震化を進める。	危機管理部、建設交通部、市町村	
12	○府営住宅の耐震化を進める。	建設交通部	
13	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策等を進める。 ＜家具固定化率 65%＞	危機管理部、建設交通部、市町村	④

1-1-3 学校施設の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
14	○私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める。 ＜耐震化率 100%＞	文化生活部、私学	
15	○府立の大学の耐震化を進める。	府公立大学法人（文化施設政策監）	
16	○国公立・私立大学の耐震化を進める。	危機管理部、各大学等	
17	○公立幼稚園の耐震化を進める。 ＜耐震化率 100%＞	教育庁、市町村	
18	○公立学校のつり天井対策を進めるとともに、その他の非構造部材等においても耐震化を促進する。 ＜公立学校の吊り天井対策完了＞ ＜吊り天井以外の非構造部材の耐震対策完了＞	教育庁、市町村	

※公立小学校、中学校、高等学校の耐震化率は前推進プランの計画年度で 100%を達成

1-1-4 医療・福祉施設の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
19	○医療機関の耐震診断、耐震化を進める。	健康福祉部、施設管理者 （市町村、独立行政法人、医療法人等）	⑬
20	○社会福祉施設の耐震診断、耐震化を進める。 ＜耐震化率 95.2%＞	健康福祉部、施設管理者 （市町村、各法人等）	⑬

1-1-5 多数の人が集まる建物の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
21	○民間の多数の者が利用する既存不適格建築物等の耐震化を進める。 ＜大規模建築物（※）の耐震性不足解消率 100%（～R17）＞ ※昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物のうち、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物で一定規模以上の建築物	危機管理部、建設交通部、市町村、施設所有者	
22	○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める。	文化生活部	

23	○市町村立の大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震化を進める <耐震化率 100%>	危機管理部、市町村	
24	○大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策等の耐震化を進める。	建設交通部、施設所有者	
25	○閉じ込め・挟まれ防止の安全装置等エレベーターの安全に係る技術基準について指導・啓発する。	建設交通部	

1-1-6 二次災害を発生させる施設の安全対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
26	○危険物等を取扱う施設の安全対策を進める。	危機管理部	

1-1-7 中小規模の建物の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
27	○府内の経済団体と連携し、中小規模の建物の耐震化を進める。	危機管理部、建設交通部、市町村、建物所有者	

1-1-8 安心・安全に係る社会資本を適正に維持・更新する

No.	事業内容	担当部局等	重点
28	○公共施設等 管理方針 に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行う。	総務部、教育庁	

1-1-9 文化財等の耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
29	○文化財の耐震化、防火対策等を進める。	教育庁、市町村、消防、文化財所有者	
30	○文化財防災対策マニュアルを所有者等へ周知し、文化財防災対策を実施する。	教育庁、京都市	
31	○こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する。	文化生活部	

< 1-2 火災に強いまちづくりを進める >

1-2-1 火災予防対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
32	○感震ブレーカー等の設置及び地震発生時の火気の使用停止等、火災の発生を防止するための準備や行動について普及・啓発を行う。	危機管理部、市町村、消防	④
33	○第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める。 <耐震性貯水槽 計 35 基整備 (R3~R7) >	危機管理部、市町村、消防	
34	○密集市街地対策を進め、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。	建設交通部、市町村	④
35	○第6次京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める。 <整備面積：避難地 23ha (R3~R7)、避難路 2.01km (R3~R7) >	危機管理部、建設交通部、農林水産部、市町村	

< 1-3 地震等に強い基盤整備を進める >

1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
36	○府管理の緊急輸送道路の改良整備（拡幅）を進める。 <緊急輸送道路改良率 90.9%>	建設交通部	①
37	○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震化を進める。 <道路橋 8 橋の耐震化完了>	建設交通部	①
38	○国管理の緊急輸送道路に架かる橋梁について、被災後も速やかな通行を確保できるように、耐震化を進める。	近畿地方整備局	
39	○府管理の緊急輸送道路における法面对策工事を進める。 <法面総点検要対策箇所（152 箇所）の工事完了>	建設交通部	①
40	○京都縦貫自動車道の 4 車線化を進める。	建設交通部、NEXCO 西日本等	
41	○新名神高速道路を全線開通する。	建設交通部、市町村、NEXCO 西日本 等	
42	○耐震改修促進計画により指定した緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。<沿道建築物の耐震性不足解消率 42%（～R17）>	建設交通部	①
43	○緊急交通路指定予定路線における信号機電源付加装置の維持管理・更新を行う。	警察	
44	○孤立集落となるおそれのある集落までのう回路がない道路に架かる道路橋の耐震化を進める。 <道路橋 1 橋の耐震対策完了>	建設交通部	①
45	○市町村管理の道路の改良整備（拡幅等）を進める。	市町村	①
46	○耐震対策の必要な河川・道路施設（国管理）の調査を実施する。	近畿地方整備局	
47	○低地地域の河川施設の耐震化を進める。	建設交通部	
48	○市町村管理の河川施設の改良整備を進める。	市町村	
49	○緊急輸送関連施設（交通管制施設）の整備を進める。	警察	

1-3-2 地震に強い急傾斜地、ため池等の整備を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
50	○急傾斜地に係る土砂災害警戒区域の対策工事を進める。 <10 箇所の対策工事を完了>	建設交通部	
51	○ため池の耐震調査、整備・廃止工事など防災・減災対策を進める。 <地震豪雨耐性評価（対象 280 箇所）の完了及び 38 箇所で整備・廃止工事に着手（～R12）>	農林水産部、市町村	
52	○山地災害危険地区（5,072 地区）の内、危険度の高い 360 地区の整備を進める。 <100 地区の整備完了>	農林水産部	
53	○大規模盛土造成地の宅地耐震対策を推進する。	建設交通部	

1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
54	○新たに策定した上下水道耐震化計画に基づき急所施設及び避難所等の重要施設に係る管路等の耐震化等を進める。 ＜令和11年度までに送水管路耐震化率55%を目指す＞ ＜令和11年度までに下水道管路耐震化率79%を目指す＞	建設交通部、市町村	②
55	○長田野工業用水道施設の耐震化を進める。 ＜水道管路耐震化率11%（R9年度目標）＞	建設交通部	
56	○循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める。＜耐震化率100%＞	総合政策環境部、市町村等	
57	○電力施設の耐震・継続性を維持し、感震ブレーカー等の普及を促進する。	関西電力送配電	
58	○都市ガス施設の耐震化等を進める。 ＜マイコンメーター設置率100%を維持、2030年ガス管耐震化率95%＞	大阪ガスネットワーク	
59	○京都府無電柱化推進計画に則り、府管理道路における無電柱化を実施する。 ＜10kmの無電柱化の実施＞	建設交通部	
60	○通信施設の地震防災対策（無電柱化、施設の耐震化、中継交換機の更改等）を進める。	NTT西日本	
61	○通信施設（携帯電話等）の地震防災対策を進める。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク	

1-3-4 地震に強いその他のまちづくりを進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
62	○ブロック塀や自動販売機等の転倒防止対策（安全対策の啓発等）を進める。	危機管理部、建設交通部、市町村、施設所有者	
63	○落下対象物（外壁のタイル、窓ガラス、広告塔等）の地震に対する安全性を確保する。	危機管理部、建設交通部、市町村、施設所有者	
64	○避難場所を確保するため、各市町において、土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の国の支援制度も活用し、都市公園等の公共空地の整備を進める。＜公園の整備又は再整備（防災）の完了 10公園＞	危機管理部、建設交通部、市町村	
65	○原子力災害発生時における広域避難計画の実効性を高める。	危機管理部	
66	○漁港施設の耐震対策を進める。	農林水産部	
67	○一般家庭、中小事業者、避難所等に太陽光発電設備等の普及促進、補助事業等を実施し、自立分散型エネルギーリソースを整備する。	総合政策環境部	

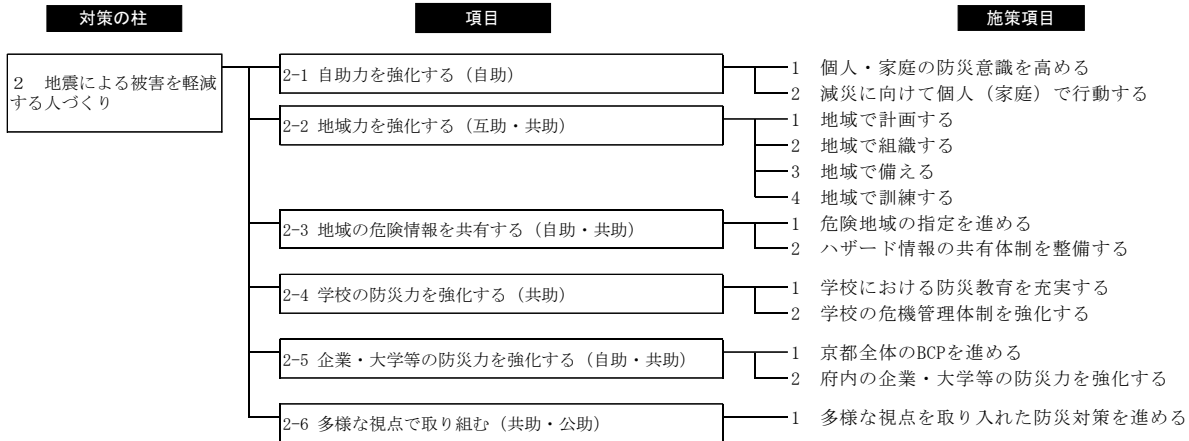
1-3-5 津波に強い施設整備を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
68	○港湾施設における耐震強化岸壁等の機能を維持する。	建設交通部	
69	○京都舞鶴港の港湾エリアで自立的エネルギー利用を実現する。	総合政策環境部	
70	○海岸保全施設等の定期診断等を適切に実施する。	建設交通部、農林水産部	

71	○全沿岸市町が津波浸水想定に基づき避難対象区域を設定し、津波避難路・避難場所の点検、整備を進める。	危機管理部、市町村	
72	○日本海沿岸における津波観測体制を強化する。	危機管理部	

2 地震による被害を軽減する人づくり

体系図



事業内容

< 2-1 自助力を強化する（自助） >

2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める

No.	事業内容	担当部局等	重点
73	○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める。 (府職員出前語らいによる啓発等)	危機管理部、府民、家庭	
74	○地震防災に関する府民の意識調査・行動実態調査を実施する。	危機管理部	
75	○地震・津波防災に関する広報・啓発活動を実施する。(緊急地震速報・南海トラフ地震臨時情報、津波フラッグ、地震や火災等における早期避難等について啓発)	知事室長 G、危機管理部、市町村、京都地方気象台	③
76	○災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービス等について啓発する。	NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等	

2-1-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する

No.	事業内容	担当部局等	重点
77	○家庭における家具固定等の防災対策を進める。	危機管理部、市町村、府民、家庭	
78	○家庭内、企業内で3日分の備蓄（できれば1週間分）の確保を推進。	危機管理部、市町村、府民、家庭	

< 2-2 地域力を強化する（互助・共助） >

2-2-1 地域で計画する

No.	事業内容	担当部局等	重点
79	○様々な地域活動を通じて、住民同士の顔の見える関係を作る。	危機管理部、文化生活部、市町村、地域	
80	○地域における地区防災計画の作成を支援し、防災計画等に反映する。	市町村、地域	

2-2-2 地域で組織する

No.	事業内容	担当部局等	重点
81	○府、市町村、地域住民が一体となって大規模な被害が想定される地域における防災対策を行う。	危機管理部、各広域振興局、市町村	
82	○自主防災組織の活性化を支援する。	危機管理部、市町村	
83	○機能別団員など消防団に加入しやすい環境づくりを進め、消防団の活性化を図る。	危機管理部、市町村	

2-2-3 地域で備える

No.	事業内容	担当部局等	重点
84	○地域での防災教育（赤十字防災セミナー等）を継続して実施する。	危機管理部、市町村、日赤	
85	○府民の応急手当普及講習受講を進める。	危機管理部、市町村、日赤	
86	○消防団の活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備し、企業・大学等との共助活動を促進する。	危機管理部、市町村	
87	○津波注意報・警報発表時の避難経路・避難場所などを定めた津波避難タイムラインの策定を支援する。	危機管理部、市町村	⑨
88	○水害等避難行動タイムラインの策定により地域の共助体制を強化する。 <危険地域を有する全地域で策定>	危機管理部、各広域振興局、市町村	
89	○府と市町村が連携し、地域防災のリーダーとなる役割が期待される防災士を育成する。 <800名を養成（計画期間：令和8年度まで）>	危機管理部、市町村	③
90	○地域の生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を支援する。	危機管理部、文化生活部、市町村	

2-2-4 地域で訓練する

No.	事業内容	担当部局等	重点
91	○防災士や大学生など地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する。	危機管理部、健康福祉部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織	
92	○全沿岸市町で津波ハザードマップに基づき津波避難訓練を実施する。	危機管理部、市町村	
93	○ため池の決壊を想定した防災訓練を継続実施する。	農林水産部、市町村	

< 2-3 地域の危険情報を共有する（自助・共助） >

2-3-1 危険地域の指定を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
94	○土砂災害警戒区域等の調査を行い、区域を追加指定する。	建設交通部	
95	○府民の生命又は身体に危害を及ぼす災害の原因となるおそれがある森林を要適正管理森林として指定する。	農林水産部	

2-3-2 ハザード情報の共有体制を整備する

No.	事業内容	担当部局等	重点
96	○災害危険（マルチハザード）情報を随時更新する。	危機管理部、総合政策環境部	
97	○土砂災害等に係る情報を周知する。	危機管理部、建設交通部、市町村	

< 2-4 学校の防災力を強化する（共助） >

2-4-1 学校における防災教育を充実する

No.	事業内容	担当部局等	重点
98	○学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施する。	危機管理部、教育庁、市町村、学校	③
99	○市町村や地域、専門家等と連携した防災教育を実施する。	危機管理部、教育庁、市町村、学校	③
100	○特色ある教育として防災教育を行う私立学校等を支援する。	文化生活部	

2-4-2 学校の危機管理体制を強化する

No.	事業内容	担当部局等	重点
101	○発災後の初期対応、教育活動の継続・再開に備えた研修の開催など、教職員の危機対処能力の向上を図る。	文化生活部、教育庁、市町村、学校	
102	○学校の危機管理体制を強化する。	文化生活部、教育庁、市町村、学校	
103	○災害時学校支援チームによる児童の心のケアや学校の早期再開を支援する。 <災害時学校支援チームの養成：3箇年で200名以上を目指す>	教育庁	⑩

< 2-5 企業・大学等の防災力を強化する（自助・共助） >

2-5-1 京都全体のBCPを進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
104	○府内の行政、関係団体、金融機関、ライフライン機関、専門家等をメンバーとする推進会議を開催し、「京都BCP」の推進を図る。 <京都BCP推進会議等の開催：年1回以上>	危機管理部、商工労働観光部、企業等経済団体	
105	○地元金融機関における連携型BCPを確立する。 <金融機関とのBCPに関する意見交換、図上訓練を実施：年1回以上>	危機管理部、各金融機関	

106	○地域や業界における災害の情報共有や相互応援等の連携型BCPを拡大する。 ＜BCP 企業交流会の開催：年1回以上＞	危機管理部	
107	○企業におけるBCP策定・活用を支援する。 ＜BCP 策定支援セミナーの開催：年1回以上＞	危機管理部、商工労働 観光部、市町村、企業、 商工会議所等経済団体	
108	○商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画の策定・更新を支援するとともに、中小企業に対する事業継続力強化計画の策定を啓発・支援する。＜事業継続力強化支援計画策定率100%を達成・維持＞	危機管理部、商工労働 観光部、市町村、商工会 議所・商工会	
109	○大学における事業継続体制を確保する。	危機管理部、総合政策 環境部、大学	

2-5-2 府内の企業・大学等の防災力を強化する

No.	事業内容	担当部局等	重点
110	○京都学生FASTなど大学における消防防災サークルの立ち上げ、活動を支援する。	危機管理部、市町村	
111	○企業の防災力（防災計画の策定、帰宅困難時の対策等）の強化を支援する。 ＜BCP 策定支援セミナーの開催：年1回以上＞	危機管理部、商工労働 観光部、市町村、企業、 商工会議所等経済団体	

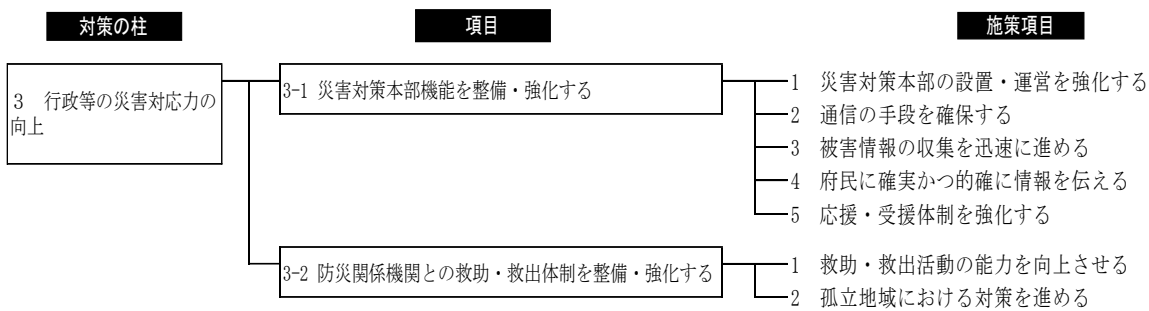
＜2-6 多様な視点で取り組む（共助・公助）＞

2-6-1 多様な視点を取り入れた防災対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
112	○多様な視点を踏まえた防災対策を検討するための意見交換会等を実施する。 ＜多様な視点での防災対策意見交換会の開催：年1回以上＞	危機管理部、市町村、 NPO等、地域	
113	○外国人が参加する訓練や外国人を支援する災害時ボランティア研修に継続して取り組む。	知事室長 G、危機管理部、 市町村、(公財)京都 府国際センター	
114	○外国人住民のための生活相談事業、日本語教育推進事業を実施する。	知事室長 G、市町村、(公 財)府国際センター	
115	○災害時に備え、駐日外国公館等との連絡体制を維持する。	知事室長 G	
116	○被災時の女性のための相談体制づくりを進める。	文化生活部、警察	

3 行政等の災害対応力の向上

体系図



事業内容

< 3-1 災害対策本部機能を整備・強化する >

3-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する

No.	事業内容	担当部局等	重点
117	○危機管理センター及び支所機能の代替機能を確保する。	危機管理部、各広域振興局	⑦
118	○京都府災害時応急対応業務マニュアルを更新し、実効性を確保する。 <マニュアルに沿った運用訓練等の実施：年3回>	危機管理部	
119	○災害対応に係る災害対策本部内の具体的な役割分担に基づいた訓練等を実施する。 <災害対策本部事務局運営訓練及び災害対策本部会議訓練の実施：年3回>	危機管理部	
120	○非常時専任職員等の府職員の災害対応力の向上を図る。 <非常時専任職員に対する訓練・勉強会を開催：年4回以上>	危機管理部	⑦
121	○災害時に応急対応を行う手順をまとめた業務マニュアルの作成等を行う。	市町村	
122	○南海トラフ地震臨時情報への対応について、対応マニュアルの作成を行う。	危機管理部、市町村	⑦
123	○大規模地震発生時の業務継続計画について、改定を行う。	危機管理部、全部局	
124	○市町村における業務継続体制を確保する。	市町村	
125	○職員の初動体制を確保する。 <緊急参集訓練等の実施：年1回以上> <非常時専任職員に対する訓練・勉強会を開催：年4回以上>	危機管理部、市町村、防災関係機関	
126	○BCP等に基づき適切に職員用備蓄を継続実施する。	危機管理部	
127	○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める。 <京都府総合防災訓練等の実施：年1回> <地震対策図上訓練の実施・検証：年1回>	危機管理部、市町村、防災関係機関	
128	○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する。 <ライフラインに係る図上訓練の実施：年1回以上>	危機管理部	
129	○防災職員等に対する研修等を実施する。 <府、市町村職員の災害対応研修等の実施：年1回以上>	危機管理部、市町村	
130	○遺族の支援に係る現場対処能力の向上及び関係機関との連携強化を図る。 <死傷者多数事案を想定した被害者等支援連携訓練を実施：年1回以上>	警察、市町村	

3-1-2 通信の手段を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
131	○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める。 ＜デジタル化率整備率 100%＞	危機管理部、市町村	
132	○府衛星通信系防災情報システムを維持する。	危機管理部	
133	○衛星通信設備の早期導入等による非常用通信を確保する。 ＜衛星通信システム（第3世代）の整備完了（R8）＞	危機管理部、市町村、 消防	
134	○衛星通信設備等が速やかに使用できるよう平時から訓練を実施する。 ＜衛星回線による非常時通信確保訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、市町村、通 信事業者等	
135	○重要通信を確保する。（NTT）	NTT 西日本、NTT ドコモ	
136	○災害時の通信サービスを確保する。（KDDI）	KDDI	
137	○災害時の通信サービスを確保する。（ソフトバンク）	ソフトバンク	
138	○警察無線の運用訓練を実施する。	警察	

3-1-3 被害情報の収集を迅速に進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
139	○国の新たな総合防災システム（SOBO-WEB）との連携を行う。	危機管理部	⑦
140	○総合防災情報システムを効率的に活用した訓練を行う。	危機管理部、市町村	
141	○危機管理センターの映像情報システムと接続するライブカメラを順次増設する。	危機管理部	⑦
142	○民間企業が ICT・AI 技術を活用して提供する情報を入手し、災害対策に活用する仕組みを構築する。	危機管理部	
143	○ドローンやヘリテレ映像等により火災等の災害事象の早期覚知や被災状況の把握を強化する。 ＜防災ヘリ、ドローン、船舶・艦艇等活用機関と連携した映像伝送訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、市町村、警 察、自衛隊、海保	⑦
144	○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する。	危機管理部、建設交通 部、市町村、国	

3-1-4 府民に確実かつ的確に情報を伝える

No.	事業内容	担当部局等	重点
145	○防災・防犯メール登録者数を拡大する。 ＜登録者5万人を目指す＞	危機管理部、市町村	
146	○「災害対策基本法に基づく放送要請等に関する協定」に基づいた訓練を継続して実施する ＜報道要請訓練の実施：年1回以上＞	知事室長 G、危機管理部	
147	○被害者に家族等の安否情報を提供する体制を確立する。 ＜安否情報システムを活用した訓練を実施：年1回以上＞	危機管理部	
148	○「きょうと危機管理 WEB」等の情報発信ツールについて周知を図る。	危機管理部、建設交通 部	⑦

3-1-5 応援・受援体制を強化する

No.	事業内容	担当部局等	重点
149	○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援受援体制を強化する。	危機管理部、警察、自衛隊、消防、近畿地方整備局 等	
150	○オペレーションルームにおいて、国・他府県・関係機関からの応援職員と情報共有や各種調整等を行う。 ＜関係機関職員を含めたオペレーションルームでの災害対応訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、各部局	⑦
151	○ホテル・旅行業界と連携し、国・他府県・関係機関からの応援職員を受け入れる宿泊施設等を確保する。	危機管理部、商工労働観光部	⑦
152	○被害想定に応じた府内市町村間の応援体制を構築する。	危機管理部、市町村	⑦
153	○他府県、関係機関のヘリを円滑に活用するための航空受援体制を充実・強化する。	危機管理部	⑦
154	○緊急消防援助隊の受援体制を強化する。	危機管理部	⑦
155	○府内での災害時における消防の応援隊による応援・受援体制を強化する。	危機管理部	⑦
156	○災害時における「道の駅」の有効活用に必要な仕組みの検討を行い、非常用電源、太陽光発電、蓄電設備、雨水貯留設備、地下水活用設備、災害時も繋がる通信環境などを整備し、防災機能の強化を支援する。	危機管理部、建設交通部	
157	○広域防災活動拠点等の機能の拡充、対応力の向上を図る。	危機管理部、健康福祉部、建設交通部、防災関係機関	⑦
158	○国や地方公共団体（遠隔都道府県含む）との連携強化を進める。	危機管理部、防災関係機関	
159	○関西広域連合「関西防災・減災プラン」「関西広域応援・受援実施要綱」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域的な応援体制を強化する。	危機管理部、防災関係機関	
160	○関西広域連合との連携訓練を実施する。	危機管理部	
161	○広域避難に係る計画等について、関係機関と連携し、実効性を向上させる。	危機管理部	

< 3-2 防災関係機関との救助・救出体制を整備・強化する >

3-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる

No.	事業内容	担当部局等	重点
162	○救出・救助資機材、車両等の整備を進める。	危機管理部、警察、市町村、消防、自衛隊、海保、日赤、近畿地方整備局	
163	○小型化された消防車両、救助資機材等の整備を進める。	危機管理部、警察、市町村、消防	①
164	○安定的な衛星通信を活用した活動部隊の通信環境を整備する。	危機管理部、警察、市町村、消防、自衛隊	

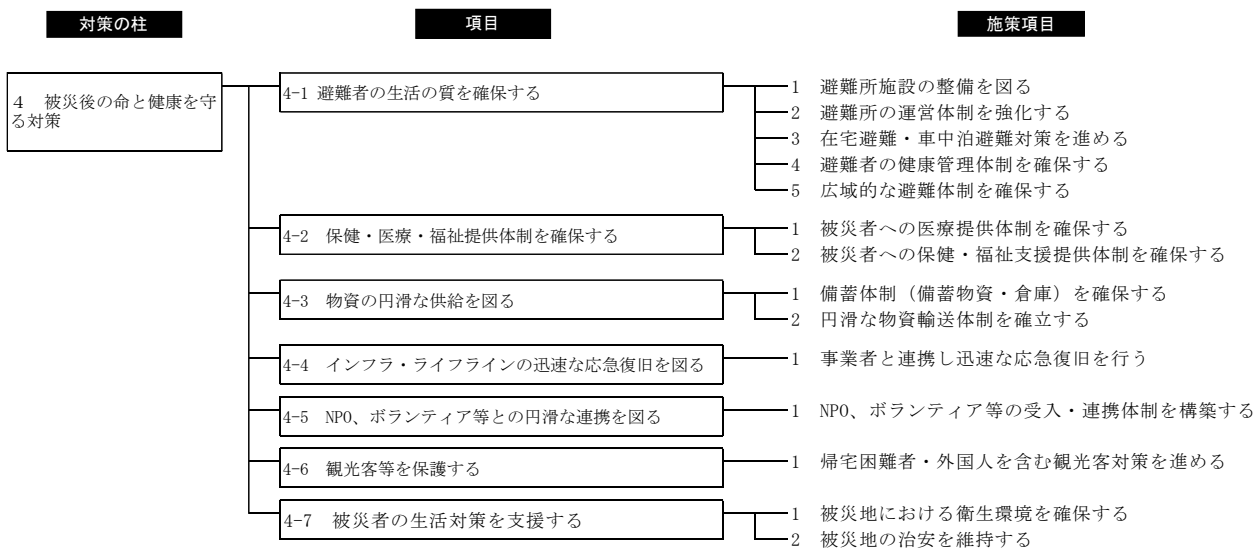
165	○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る。 ＜京都府総合防災訓練の実施：年1回＞	危機管理部、警察、市町村、消防、自衛隊、海保、日赤、近畿地方整備局、J R 西日本京都支社	
166	○災害発生時の救助活動の効率化、円滑化のため安否不明者等の氏名発表を速やかに行う。	危機管理部	

3-2-2 孤立地域における対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
167	○孤立可能性地域の通信手段を確保する。	危機管理部、警察、市町村、消防、自衛隊、近畿地方整備局等	
168	○消防団・自主防災組織等による「ふるさとレスキュー」の救助対応力を強化する。	危機管理部、市町村、消防	
169	○孤立可能性の高い地域における空路・海路における救助能力の向上を図る。	危機管理部、警察、市町村、消防、自衛隊、海保	①

4 被災後の命と健康を守る対策

体系図



事業内容

＜4-1 避難者の生活の質を確保する＞

4-1-1 避難所施設の整備を図る

No.	事業内容	担当部局等	重点
170	○避難所の耐震化を進める。 ＜耐震化率100%＞	危機管理部、教育庁、施設所管部局、市町村	⑤
171	○全市町村で指定避難所の整備状況を把握し、非常用発電機や空調設備等の機能強化を実施する。	危機管理部、教育庁、市町村	

172	○新たな資機材を活用した避難所の環境整備を進める。(水循環型シャワー、手洗いスタンド等の活用)	危機管理部、市町村	⑤
173	○避難所の事前のレイアウト作成等の取組を推進する。	危機管理部、市町村	
174	○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充や中規模ホテル・旅館、商業施設、寺社等民間施設の活用について検討を進める。	危機管理部、商工労働観光部、市町村	
175	○避難所における防災DXの活用を促進する。(衛星通信システムの活用等)	危機管理部、健康福祉部、市町村	

4-1-2 避難所の運営体制を強化する

No.	事業内容	担当部局等	重点
176	○避難所運営体制の整備を進める。	危機管理部、健康福祉部、市町村、地域	
177	○地域住民による自主的な避難所運営を支援する。 ＜避難所運営訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、健康福祉部、市町村、地域	⑩
178	○避難所におけるプライバシーの確保や健康維持に必要な資機材を確保する。(パーティション、段ボールベッド等)	危機管理部、市町村	⑤
179	○避難所開設の初動体制を確保するための訓練を実施する。 ＜避難所運営訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、教育庁、市町村、学校	
180	○男女共同参画の視点での避難所運営について普及啓発を行う。	文化生活部	
181	○多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営を支援する。 ＜多様な視点での防災対策意見交換会を開催：年1回以上＞	危機管理部、文化生活部、市町村	⑩
182	○避難所においてパーティション、段ボールベッド等簡易ベッドを活用する。	危機管理部、健康福祉部、市町村	
183	○避難所の長期化に伴う避難所の食事環境を整備する。(炊き出し資機材等の確保、キッチンカーの活用等)	危機管理部、文化生活部、市町村	
184	○避難所における快適なトイレ環境や入浴施設を確保する。(洋式トイレ・マンホールトイレ・災害用浄化槽の設置促進、トイレトレーラーの広域的な確保、民間入浴施設の活用等)	危機管理部、市町村	⑤
185	○ペット同行避難等の体制を確立する。 ＜ペット同行避難訓練等の実施：年1回以上＞	文化生活部、市町村	
186	○避難所における衛生的な食事提供体制を確保する。 ＜会議・研修会において食品衛生確保ガイドラインの普及啓発：25回＞	危機管理部、文化生活部、市町村	

4-1-3 在宅避難・車中泊避難対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
187	○各市町村に応じた災害時における車中泊避難対策を進める。	危機管理部、市町村	
188	○広域車中避難場所(丹波自然運動公園、山城総合運動公園)において確実に車中泊避難者数の把握と備蓄物資の提供が行えるよう整備する。	危機管理部、市町村	
189	○在宅避難者や車中泊避難者など指定避難所以外の避難者に対する物資提供等を行う。	危機管理部、健康福祉部、市町村	⑩

4-1-4 避難者の健康管理体制を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
190	○保健医療福祉活動チームが連携し、避難者（自宅避難者含む）の健康管理等を実施する。 <保健医療福祉活動チームの活動に係る訓練の実施：年1回以上> 【保健医療福祉活動チーム】 〔災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）等〕	健康福祉部	⑩
191	○住民、避難者の健康管理体制を確保する。 <府災害時保健活動等に基づいた訓練の実施：年1回以上>	危機管理部、健康福祉部、市町村	
192	○被災者のメンタルケアの充実を図る。 <DPATを養成する：延べ74名>	健康福祉部	

4-1-5 広域的な避難体制を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
193	○避難生活の長期化等に備えたホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	危機管理部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部	⑧

< 4-2 保健・医療・福祉提供体制を確保する >

4-2-1 被災者への医療提供体制を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
194	○災害拠点病院の機能確保や SCU(広域医療搬送拠点)の整備・充実等を進める。	健康福祉部、日赤等医療機関	⑩
195	○京都府災害派遣医療チーム（DMAT）の養成（計64チーム以上）を進める。	健康福祉部、日赤等医療機関	
196	○関西広域連合と連携してドクターヘリを共同運航する。	健康福祉部	
197	○災害薬事コーディネーターによる適切な医薬品提供体制等を確保する。 <災害薬事コーディネーターの訓練を実施：年1回以上>	健康福祉部	⑩
198	○迅速な応急救護を行うため、医療コンテナ導入の必要性を検討する。	健康福祉部、日赤等医療機関	
199	○医薬品・医療用品等の災害時搬送体制を確保する。	健康福祉部	
200	○災害支援ナース登録者の増加を図る。 <登録人数：計180人>	府看護協会	
201	○災害支援ナースの災害対応能力を向上させる。	府看護協会	
202	○災害拠点病院以外の病院におけるBCP策定を促進する。	健康福祉部	⑬
203	○埋火葬広域連携体制を確保する。	文化生活部	

4-2-2 被災者への保健・福祉支援提供体制を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
204	○要配慮者の広域搬送手段の確保及びホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進する。	危機管理部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部	⑧
205	○避難行動要支援者の個別避難計画の策定、個別避難計画に基づいた訓練を実施する。 <全市町村で個別避難計画を策定>	危機管理部、健康福祉部、市町村	⑧
206	○民間団体との連携による要配慮者ごとのきめ細やかな対策を進める。	危機管理部、健康福祉部、市町村	
207	○福祉避難所の確保及び運営体制を強化する。(福祉避難所の状況調査、応援・受援体制の強化等)	危機管理部、健康福祉部、市町村	
208	○福祉避難サポートリーダーを養成する。	健康福祉部、市町村	
209	○避難所における保健・福祉支援を充実する。(京都 DWAT の養成、応援・受援体制の強化等) <京都 DWAT 養成研修の実施：年1回以上> <DWAT 等の活動に係る訓練の実施：年1回以上>	健康福祉部	⑩
210	○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災対策について機会があるごとに周知及び啓発を行う。	健康福祉部	
211	○土砂災害防止法等に基づき、すべての要配慮者利用施設で避難確保計画が作成されるよう支援する。	建設交通部、市町村	
212	○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーの配置及び基幹相談支援センターの設置を促進する。	健康福祉部、市町村	
213	○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する。	健康福祉部	
214	○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する。	健康福祉部、市町村	
215	○意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者)の養成を進める。	健康福祉部、市町村	
216	○社会福祉施設等のBCP策定を支援する。(職員の応援、受援体制の確保等)	健康福祉部	⑬

< 4-3 物資の円滑な供給を図る >

4-3-1 備蓄体制(備蓄物資・倉庫)を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
217	○新たな「公的備蓄に係る基本的な考え方」に基づき、必要な備蓄物資を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象日数の見直し(1日→3日) ・対象者の見直し(在宅避難等を含む全避難者を対象に) ・食数の見直し(1人1日あたり2食→3食) ・重点備蓄品目の追加(乳児用ミルク、トイレトペーパー) 等 	危機管理部	⑪
218	○備蓄倉庫の建て替えや民間企業等との連携により新たな保管場所を確保する。	危機管理部	⑪

219	○地域の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保する。	危機管理部	⑪
220	○市町村において必要な備蓄量を整備する。	危機管理部、市町村	
221	○各ハザードの備蓄物資（自然災害・原子力災害・家畜伝染病・感染症）を連携して利用できる体制を整備する。	危機管理部、健康福祉部 農林水産部	
222	○孤立集落発生に備えた避難場所及び備蓄物資を確保する。	危機管理部、市町村	① ⑪
223	○事業者等の応急物資や流通備蓄の実効性を確保する。	危機管理部、文化生活部	
224	○国の物資調達・輸送調整等支援システムを用い備蓄状況を把握する。	危機管理部	
225	○災害時用の段ボールベッドに求められる規格や備蓄量、保管方法、設置方法、民間事業者との連携等について検討する。	危機管理部	
226	○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する。	危機管理部、市町村	

4-3-2 円滑な物資輸送体制を確立する

No.	事業内容	担当部局等	重点
227	○民間企業や自衛隊、市町村等と連携した広域物資輸送体制を確保する。	危機管理部、市町村、自衛隊、府トラック協会	⑪
228	○ヘリ・ドローン等を活用し、孤立集落への物資輸送を行う。 ＜関係機関と連携した物資輸送訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、建設交通部	① ⑪
229	○発災時の避難所単位での支援物資等の必要数を把握する仕組みを構築する。	危機管理部、市町村	
230	○物資の確保・調達及び輸配送について関西広域連合での体制を確保する。 ＜関西広域応援訓練等への参加：年1回以上＞	危機管理部、市町村	

< 4-4 インフラ・ライフラインの迅速な応急復旧を図る >

4-4-1 事業者と連携し迅速な応急復旧を行う

No.	事業内容	担当部局等	重点
231	○京都府域道路啓開計画に係る訓練等を実施し、その実行性を確保する。 ＜近畿地方整備局等関係機関と連携した図上訓練等の実施：年1回以上＞	建設交通部、近畿地方整備局	⑫
232	○上下水道事業における災害時の代替性・多重性の確保に向けた取組を進める。 (市町村における応急給水計画等の策定を支援、防災井戸・給水車の確保等を含めた広域地震防災対策を推進)	危機管理部、建設交通部、市町村	②
233	○停電状況を早期に把握し、復旧作業を迅速に行う。	関西電力送配電	
234	○停電情報を顧客に提供するなど顧客対応を強化する。	関西電力送配電	
235	○民間団体と締結した協定に基づき、道路啓開や放置車両の円滑な移動等を行うとともに、災害時の連絡体制を強化する。	建設交通部、警察、市町村、近畿地方整備局	
236	○連携・応援体制を強化する。	NTT西日本、NTTドコモ	
237	○各自治体や官公庁との連携を強化する。	ソフトバンク	
238	○電気自動車等の貸与に係る協力体制の強化等を図る。	総合政策環境部	
239	○地域における防災井戸や指定避難所の耐震性貯水槽の整備など分散的な取水手段を確保する。	危機管理部、建設交通部、市町村	②

240	○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する。 ＜京都 BCP ライフライン連絡会における図上訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等	
241	○災害時の交通対策体制を維持する。	警察	
242	○京都府水道災害対策活動マニュアルを必要に応じ改善する。	建設交通部	
243	○府等及び各ライフライン事業者が連携したライフライン供給体制を整備する。 ＜京都 BCP ライフライン連絡会の開催及び図上訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、インフラ事業者、ライフライン事業者	
244	○移動通信機器類・充電器、発電機等の貸出体制を確保する。	KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク、近畿総合通信局	
245	○防災拠点への衛星通信システムの設置等による通信環境を確保する。	危機管理部、市町村、各通信事業者	⑫
246	○市町村の水道事業における危機管理に関する計画・マニュアルの策定及び見直しを支援する。	建設交通部、市町村	
247	○市町村の下水道事業における下水道BCPの見直しを支援する。	建設交通部、市町村	
248	○インフラ・ライフラインの復旧に係る関係機関の連携強化を図る。(情報提供や訓練等)	危機管理部、インフラ事業者、ライフライン事業者	⑫

＜4-5 NPO、ボランティア等との円滑な連携を図る＞

4-5-1 NPO、ボランティア等の受入・連携体制を構築する

No.	事業内容	担当部局等	重点
249	○災害ボランティアセンターの人材育成・充実を図る。	健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター	
250	○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等を開催する。 ＜災害ボランティアに係る研修を開催：年1回以上＞	危機管理部、市町村	
251	○災害時応援協定の締結等民間企業・団体との協力体制を強化する。 ＜京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回＞ ＜協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回＞	危機管理部、警察、市町村、ライフライン事業者等	
252	○災害ボランティア活動の情報発信を強化する。	健康福祉部、府災害ボランティアセンター、各市町村災害ボランティアセンター	
253	○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する。	健康福祉部、府災害ボランティアセンター、市町村、各市町村災害ボランティアセンター	

254	○災害時にNPO、災害ボランティア、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を育成する。 ＜民間団体との災害連携に係る研修等の実施：年1回＞	危機管理部、文化生活部 健康福祉部	⑩
255	○社会貢献・社会的責任として防災に取り組む企業と連携する。 ＜京都府災害時等応援協定ネットワーク会議開催：年1回＞ ＜協定締結団体との情報伝達訓練の実施：年1回＞	危機管理部、商工労働観 光部、市町村、企業、商工 会議所等経済団体	

＜4-6 観光客等を保護する＞

4-6-1 帰宅困難者・外国人を含む観光客対策を進める

No.	事業内容	担当部局等	重点
256	○関西広域連合や鉄道事業者等と連携し、駅周辺等における帰宅困難者対策を推進する。 ＜帰宅困難者対策訓練等の実施：年1回以上＞	危機管理部、市町村	⑮
257	○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する。	危機管理部、市町村	
258	○関西広域帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、関西広域連合と連携して帰宅支援対策を推進する。	危機管理部、商工労働観 光部、警察、京都市、市町 村、防災関係機関等	
259	○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、災害時帰宅困難者支援協定（帰宅支援ステーション）の実効性を確保する。	危機管理部、市町村	
260	○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する。	危機管理部	
261	○災害時における観光客保護対策を進める。	危機管理部、商工労働観 光部、警察、市町村、防災 関係機関等、観光協会等	
262	○観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する。	危機管理部、商工労働観 光部、市町村	
263	○関西広域連合「災害時の外国人観光客対策について」に基づき、関係機関と連携して外国人観光客対策を実施する。	危機管理部、商工労働観 光部	
264	○外国人を含む観光客に対する情報提供や避難場所確保等を行う。	危機管理部、商工労働観 光部、市町村	⑮

＜4-7 被災者の生活対策を支援する＞

4-7-1 被災地における衛生環境を確保する

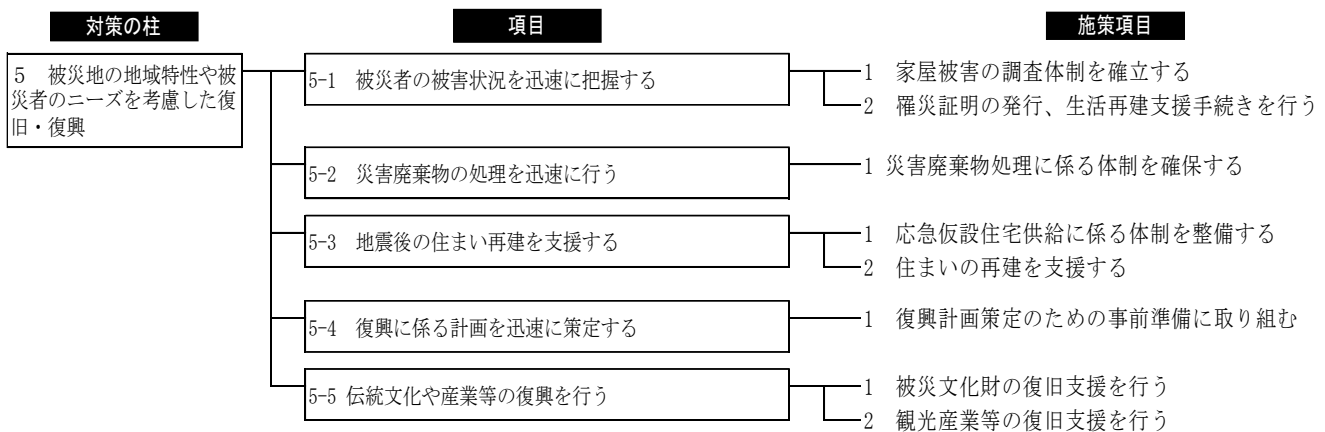
No.	事業内容	担当部局等	重点
265	○断水時にし尿・浄化槽汚泥を臨時収集・運搬する体制の確保を進める。 ＜協定団体との意見交換等の実施：年1回＞	総合政策環境部、市町村	
266	○公共下水道整備区域内の避難所等における災害用浄化槽設置について周知する。	危機管理部、市町村	
267	○クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者と連携する。	危機管理部、市町村	

4-7-2 被災地の治安を維持する

No.	事業内容	担当部局等	重点
268	○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する。	警察	
269	○地域ぐるみでの防犯活動を支援する。	文化生活部、市町村	
270	○各種相談活動を実施する。	文化生活部、警察	

5 被災地の地域特性や被災者のニーズを考慮した復旧・復興

体系図



事業内容

< 5-1 被災者の被害状況を迅速に把握する >

5-1-1 家屋被害の調査体制を確立する

No.	事業内容	担当部局等	重点
271	○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。 <被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士養成講習会の開催：年1回以上> <実施本部開設等訓練の開催：年1回以上>	建設交通部、市町村	
272	○円滑な家屋被害認定調査のための研修や訓練を実施する。 <家屋被害認定調査に係る研修及び訓練の実施：年1回以上>	危機管理部、市町村	
273	○損害保険会社が行う被害調査との連携（協定締結）による迅速な罹災証明書の発行を行う。	危機管理部、市町村	
274	○ドローンを活用した被害認定調査の迅速化を進める。 <ドローンの活用について研修会等で周知：年1回以上>	危機管理部、市町村	

5-1-2 罹災証明の発行、生活再建支援手続きを行う

No.	事業内容	担当部局等	重点
275	○罹災証明書発行のための訓練や災害救助法等に関する研修会を実施する。 ＜罹災証明発行に係る研修及び訓練の実施：年1回以上＞	危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、市町村	
276	○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める。	商工労働観光部、京都労働局	
277	○市町村における災害弔慰金支給に係る審査体制の整備を支援する。	健康福祉部、市町村	⑭
278	○民間団体等との連携により、被災者の多様なニーズに応じた相談体制を確保する。	危機管理部、総務部、健康福祉部、商工労働観光部、市町村 等	

＜5-2 災害廃棄物の処理を迅速に行う＞

5-2-1 災害廃棄物処理に係る体制を確保する

No.	事業内容	担当部局等	重点
279	○災害廃棄物処理計画を改善する。	総合政策環境部、市町村	
280	○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める。 ＜協定締結団体との勉強会・訓練等の実施：年1回以上＞	総合政策環境部、市町村	

＜5-3 地震後の住まい再建を支援する＞

5-3-1 応急仮設住宅供給に係る体制を整備する

No.	事業内容	担当部局等	重点
281	○災害時における応急仮設住宅の供与に関する協定を締結した関係団体と連携し、その実効性を高める。	危機管理部、建設交通部、市町村	
282	○国等と連携したムービングハウス等の多様な仮設住宅の活用を進める。	危機管理部、建設交通部、市町村	⑥
283	○公営住宅の提供体制を整備する。	建設交通部、市町村	
284	○発災時の賃貸住宅提供のための体制を整備する。	危機管理部、建設交通部、市町村	
285	○地域コミュニティの維持や浸水想定区域を考慮した応急仮設住宅の建設候補地の確保を進める。	危機管理部、建設交通部、市町村	⑥

5-3-2 住まいの再建を支援する

No.	事業内容	担当部局等	重点
286	○地震保険の普及啓発を図る。	危機管理部	
287	○住宅の応急修理を迅速に行う。(修理事業者のデータベース化 等)	市町村	
288	○住宅の応急修理や被災家屋の解体等に係る申請手続きの簡素化など迅速化を進める。	危機管理部、総合政策環境部、市町村	⑥

< 5-4 復興に係る計画を迅速に策定する >

5-4-1 復興計画策定のための事前準備に取り組む

No.	事業内容	担当部局等	重点
289	○大規模災害時の復興計画策定手順や計画に盛り込むべき内容の検討など、事前準備を進める。	危機管理部、 建設交通部	⑭

< 5-5 伝統文化や産業等の復興を行う >

5-5-1 被災文化財の復旧支援を行う

No.	事業内容	担当部局等	重点
290	○文化財の減災への取組と救援の取組を強化する。	教育庁、市町村	
291	○文化財に係る府、市町村等の情報の共有化を図る。	教育庁、市町村	
292	○文化財レスキューにあたる人材を育成する。	教育庁、市町村	⑮
293	○文化財防火関連行事を支援する。	教育庁、市町村、消防、文化財所有者	

5-5-2 観光産業等の復旧支援を行う

No.	事業内容	担当部局等	重点
294	○観光関連産業（宿泊・飲食等のサービス産業、土産物小売り等）の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める	商工労働観光部、市町村	⑮
295	○中小企業者、農林漁業者等の生業支援を実施する。	商工労働観光部、農林水産部	